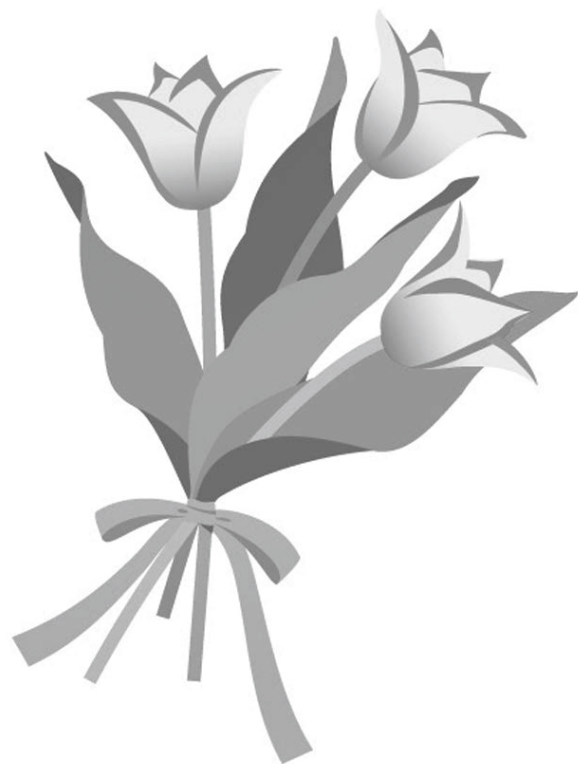


福祉サービスの し お り

身体に障がいのある人たちのために



沼津市福祉事務所
障がい福祉課

令和7年2月

目次

身体障害者手帳	1
年金・手当	4
医 療	7
補装具・日常生活用具	10
補助制度	18
障がい福祉サービス等	19
施設・学校	23
職 業	26
税 金	28
割引減免	31
その他のサービス・案内	36
沼津市障がい者相談支援事業	41
身体障がい者相談員	42
福祉関係団体一覧表	43
資料 障がい別・等級別対象制度一覧表	45

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に永続すると認められる障がいがある人に対して静岡県知事が交付する手帳です。

この手帳は、その所持者が自立のために必要な支援を受ける際の証となるものです。

したがって、各種の支援を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。

障がい区分	障がい等級	窓 口
視覚障がい 聴覚・平衡機能障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい 肢体不自由	1級～6級 2級～6級 3級・4級 1級～6級	障がい福祉課 TEL 934-4829
内部障がい { 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸 免疫 肝臓	{ 1級・3級・4級	
	{ 1級～4級	

MEMO

身体障害者手帳に関する手続き

申請の内容	手続きに必要なもの	身体障害者診断書 (所定の様式)	写真 タテ4cm ヨコ3cm 1枚	身体障害者手帳	マイナンバー (個人番号) のわかるもの
新規手帳申請		○	○		○
障がい程度(等級)の変更		○	○	○	○
新たな障がいの追加		○	○	○	○
再認定		○	○	○	○
再交付(破損や紛失)			○		○
住所や氏名の変更				○	○
返還(死亡等)				○	

〈申請窓口〉 障がい福祉課 TEL 934-4829

マイナンバー法に基づく情報連携の登録がされている場合、デジタル障害者手帳「ミライロID」(アプリ)を利用することができます。(静岡県にて順次登録対応中)

MEMO

身体障害者手帳

静岡県 1 2 3 4 5 6 号

令和元年8月5日 交付（認定）

氏名 沼津太郎

昭和42年1月1日 生

静岡県 静岡県 静岡県

身体障害者手帳番号

身体障害程度等級	1 級
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	1 種
乗合自動車	
介 護	

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別が1 種のと看、この印（朱色）が押されます。（P31参照）

旅客鉄道等の割引の種別（P31参照）

障 害 名	次回再認定期日
脳血管障害（上肢機能障害）両上肢 2 級 脳血管障害（下肢機能障害）両下肢 2 級	

次回再認定期日が記入されている場合は、期日が近づきましたら再認定の手続きをしてください。再認定時には診断書の提出が必要になります。

本人	現住所	静岡県沼津市御幸町 16 - 1		
保護者欄	氏 名		続柄	
				印

15歳未満の児童の場合に記入されています。

障害基礎年金 ● 特別児童扶養手当
その他の年金・手当

年金・手当

※年金や手当は身体障害者手帳とは別制度のため、申請にはそれぞれ定められた診断書等が必要になります。

障害基礎年金

国民年金に加入している人で、病気やケガ等により障がいが生じた場合、又は20歳に達する前にすでに障がいが生じた人が、20歳になったときに支給されます。ただし、無拠出の場合、本人の所得により制限があります。

障害基礎年金	金 額	備 考	窓 口
1 級	年額 1,020,000円	障がいの程度や保険料納付状況及び年齢等により給付対象とならない場合があります。	市民課 TEL 934-4724 沼津年金事務所 日の出町1-40 TEL 921-2201
2 級	年額 816,000円		

特別児童扶養手当

この手当は、身体に障がいのある20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者に対する養育手当です。

区 分	金 額	支 給 対 象	窓 口
1 級	月額 55,350円	おおむね身体障害者手帳 1・2級	障がい福祉課 TEL 934-4829
2 級	月額 36,860円	おおむね身体障害者手帳 3級の一部と4級の一部	

～支給制限～ 次のような場合は、手当は支給されません。

- ①受給者の前年所得及び受給者の配偶者又は扶養義務者で生計を同じくする人の前年所得が一定の基準を超える場合
- ②子どもが児童福祉施設等に入所している場合（母子生活支援施設、保育所、通園施設等は除く）

※子どもが20歳に達すると手当は終了しますので、国民年金法による「障害基礎年金」の申請手続きをしてください。

その他の手当・年金

障がい者が特に重度の人に対して、「障害基礎年金」又は「特別児童扶養手当」の他に次の手当が支給されます。

手当の種類	支給対象者	窓 口
特別障害者手当 (20歳以上) 月額 28,840円	在宅の20歳以上の障がいのある人で、日常生活において、常時特別の介護を必要として、原則的に心身に重度の障がい（国民年金法による障害程度が1級のもの）が2つ以上ある人に支給されます。	障がい福祉課 TEL 934-4829
障害児福祉手当 (20歳未満) 月額 15,690円	在宅の20歳未満であって、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されます。	

～支給制限～ 次のような場合は、上記の手当は支給されません。

- ①本人や同居の扶養義務者の所得が基準を超えた場合
- ②本人が社会福祉施設に入所した場合
- ③特別障害者手当は、本人が病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院した場合

MEMO

手当・年金の名称	内 容	窓 口
心 身 障 害 児 在 宅 福 祉 手 当 (20歳未満) 月額 5,000円	特別児童扶養手当、障害児福祉手当を共に所得制限で受給できない子どもの保護者に支給されます。	障がい福祉課 TEL 934-4829
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 年 金 (拠出制年金)	身体障害者手帳（１級～３級）所持者又はそれと同等以上の障がいのある人の保護者（65歳未満で特別の疾病又は障がいのない人）が一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあった場合、障がいのある人に終身一定額の年金が支給されます。	
児 童 扶 養 手 当 全額支給 月額 45,500円 一部支給 月額 45,490円～10,740円 ２人目以降 月額 10,750円～5,380円 (所得によって支給) (額が変わります。)	父・母親に重度の障がいがあり、長期にわたり就労が困難な場合に、児童を養育する母・父、又は養育者に支給されます。 ※上記児童の母・父、又は養育者が公的年金等を受給している場合は、児童扶養手当額が年金額を上回るとき、その差額を支給。(障害基礎年金等の場合、子加算額のみを比較) ※児童扶養手当額が、障がいのある父・母親に支給される障害基礎年金の子加算額を上回るとき、その差額を支給。	こども未来創造課 TEL 934-4868
特 別 障 害 給 付 金 １級 月額 55,350円 ２級 月額 44,280円 (所得による制限が) (あります。)	障害基礎年金等を受給していない、障がいのある人で、 ①平成３年３月以前の国民年金任意加入対象であった学生か、 ②昭和61年３月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者等）の配偶者であって、任意加入せず、当該期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金１・２級の程度に該当する人に支給されます。	市民課 TEL 934-4724

重度障害者（児）医療費助成 ● 自立支援医療 ● 後期高齢者医療
その他の医療費助成等

医療

重度障害者（児）医療費助成

心身に重度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。 〈窓 口〉 障がい福祉課 TEL 934-4829

対 象	身体障害者手帳 1・2 級 同 3 級（20歳未満） 同 3 級（内部障がい） 20歳以上 特別児童扶養手当 1・2 級を受給している児童
助 成 対 象	医療機関や薬局等で支払われる医療費の自己負担金（保険診療分） （保険がきかない健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、オムツ代、入院時の差額ベッド代や食事代等は助成対象外です。） ※65歳以上の新規対象者のうち、住民税課税世帯に属する方は入院医療費が助成対象外です。 身体障害者手帳 3 級内部障がい20歳以上の人はその障がいに係る医療費のみが助成対象となります。 ★「高額療養費」や「家族療養費附加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた残額が助成対象となります。
一 部 負 担 金	1 ヶ月 1 病院500円まで（ただし住民税非課税世帯で、在宅で生活している人は負担なし） （薬局については自己負担金はありません。）
所 得 制 限	本人（20歳以上）及び同一世帯の家族が一定の基準を超える所得がある場合は助成が停止となります。
申 請 方 法	医療機関へ受給者証を提示し、今までどおり一旦医療費を全額支払っていただくと、医療機関が市へまとめて申請し、後日、助成金を支払います。 ※県外でかかった医療費は領収書を添付し、医療費助成金支給申請書を障がい福祉課へ提出してください。また、保険適用の鍼灸マッサージについても、県内外関係なく領収書を添付して申請書を障がい福祉課へ提出してください。 ★申請できる期間は、受診月から翌年の同月までの 1 年間です。

自立支援医療

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人に対し、その障がいの軽減回復をめざすための特定の医療費を公費負担する制度です。医療費の1割が原則として自己負担になります。（一定所得以上の一部の人を除く）さらに、世帯等の住民税額に応じて月の自己負担上限額が設けられています。

種類	対 象 者	対 象 疾 病	窓 口
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持っている人	角膜移植術、白内障術、人工内耳埋込術、鼓室形成術、人工関節、心臓手術、人工透析、腎移植術、口蓋形成術、肝移植術 等（身体障害者手帳の障がいに関する疾病のみ対象）	障がい福祉課 TEL 934-4829
育成医療	18歳未満の身体に障がいのある子ども	肢体不自由・聴覚障がい・視覚障がいの一部、心臓・腎臓・呼吸器・肝臓機能障がい、その他の虚弱体質	

～注 意～ 事前に申請が必要です。

自立支援医療の指定を受けた医療機関でのみ適用されます。

8

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度による医療は75歳から適用されますが、次の障がいのある人は、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。

対 象	窓 口
1. 身体障害者手帳1級～3級 2. 音声又は言語機能障がいの4級 3. 下肢障がいの4級の一部	国民健康保険課 TEL 934-4728

その他の医療費助成等

区 分	内 容	窓 口
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する慢性疾病の治療をしている原則18歳未満の児の自己負担分の医療費の全額又は一部が助成されます。	東部健康福祉センター福祉課 高島本町1-3 TEL 920-2057
特定医療費（指定難病）及び特定疾患医療費助成	国の指定した指定難病、国又は県の指定した特定疾患については、自己負担分の医療費の一部が助成されます。	東部健康福祉センター地域医療課 高島本町1-3 TEL 920-2109

～注 意～ 所得税額・住民税額に応じて自己負担金があります。

事前に申請が必要です。

区 分	内 容	窓 口
未 熟 児 養 育 医 療 費 助 成	入院治療が必要な原則2,000g以下の児に対して、その治療費の一部を公費負担します。	健康づくり課 TEL 951-3480
難 病 患 者 等 介 護 家 族 リフレッシュ 事 業	難病を原因として在宅で人工呼吸や気管切開により頻回に吸引が必要な人又は学校への登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする人の介護家族の負担を軽減するため、指定の訪問看護に引き続いて行う訪問看護等の費用の一部を助成します。	
精 神 障 害 者 医 療 費 助 成	沼津市に住所があり、精神科への入院期間が継続して3ヶ月を超える、又はすでに助成を受け、退院後6ヶ月以内に再入院した精神に障がいのある人に、保険診療の自己負担金の1/3を助成します。 申請期限は、助成開始対象後の診療月から1年間です。	障がい福祉課 TEL 934-4829
こ ど も 医 療 費 助 成	沼津市に住所がある高校3年生相当年齢までのこどもを対象とし、入院・通院とも保険診療の自己負担金が無料になります。(入院時食事療養費標準負担額も無料)	こども未来創造課 TEL 934-4868
ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 助 成	児童（20歳未満）を養育している父又は母に重度の障がいがあり、かつ、所得税非課税である世帯は、医療費の助成が受けられます。 ※所得審査の際に一部みなし扶養控除を行います。	
障 害 者 歯 科 相 談 医	障がい者（児）の歯科相談に応じ、治療や予防措置、専門医療機関への紹介等を行います。	沼津市歯科医師会 TEL 963-0425

補装具・日常生活用具

※申請前に購入すると支給の対象になりません。事前にご相談ください。

補 装 具

それぞれの障がいに適した用具の購入、借受け、修理の費用の一部支給を受けることができます。

障がい区分	補 装 具 の 種 類	窓 口
視 覚 障 が い	視覚障害者安全つえ（普通用、携帯用）、 義眼（レディメイド、オーダーメイド）、 眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクト レンズ、弱視眼鏡）	障がい福祉課 TEL 934-4829
聴 覚 障 が い	補聴器 2・3級 重度難聴用 4級以下 高度難聴用 人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）	
肢 体 不 自 由	車いす、電動車いす（上肢、下肢不自由 者）、歩行器、歩行補助つえ（一本つえ を除く）、各種義手・義足、下肢装具、 靴型装具、体幹装具、上肢装具、座位保 持装置、重度障害者用意思伝達装置、起 立保持具（児童のみ）、排便補助具（児 童のみ）、頭部保持具（児童のみ）、座位 保持いす（児童のみ）	

※費用の1割が自己負担となります。ただし、障がいのある人が属する世帯（18歳以上の場合は本人とその配偶者）の住民税等に応じて自己負担金の上限額が設けられています。なお、本人及び配偶者のうち、住民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、制度の対象外となります。（ただし、障がい児は除く。）

※障がいの等級により、交付できる補装具の種類が異なります。

※車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）は、介護保険制度の利用が優先となります。

※義肢・装具・座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置（本体）、歩行器、座位保持いすが、借受けの対象となります。

※補装具の種類によっては、静岡県の判定が必要な場合があります。

※車いす、電動車いすについては、心臓機能障がい又は呼吸器機能障がいのある人で、その障がいに起因した歩行困難な状態であるとき、支給の対象となる場合があります。

日常生活用具

在宅の身体に重度の障がいのある人に対し、日常生活用具を給付（福祉電話のみ貸与）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進につとめています。

※障がいのある人が属する世帯（18歳以上の場合は、本人とその配偶者）の住民税等に応じて自己負担金があります。なお、本人及び配偶者のうち、住民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、制度の対象外となります。（ただし、障がい児は除く。）

※日常生活用具の給付（貸与）は主として在宅生活者になります。

日常生活用具一覧表 P.11～P.17

〔窓 〇〕 障がい福祉課 TEL 934-4829

※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具の一部、住宅改修は、介護保険制度の利用が優先になります。

日常生活用具一覧表

視覚に障がいのある人

種 目	障 が い の 程 度（対象者）
視 覚 障 害 者 用 ポータブルレコーダー （録音再生用／再生専用）	2級以上の人 〈児童：原則として学齢児以上〉
視 覚 障 害 者 用 時 計 （触 読 式 ／ 音 声 式 ）	2級以上の人 〈児童：対象外〉
電 磁 調 理 器	2級以上の人（視覚に障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） 〈児童：対象外〉
視覚障害者用体温計（音声式）	2級以上の人（視覚に障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 〈児童：原則として学齢児以上〉
視 覚 障 害 者 用 図 書 （年間6タイトル又は） （24巻を限度とする）	主に情報の入手を点字、大活字、音訳によってしている人
視 覚 障 害 者 用 体 重 計	2級以上の人（視覚に障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 〈児童：対象外〉

種 目	障 が い の 程 度 (対象者)
視 覚 障 害 者 用 音 声 I C タ ブ レ コ ー ダ ー	2級以上 〈児童：原則として学齢児以上〉
視 覚 障 害 者 用 血 圧 計 (音 声 式)	2級以上 (日常生活上必要と認められる世帯) 〈児童：対象外〉
視覚障害者用拡大読書器 (画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くこと で、簡単に拡大された画像(文 字等)をモニターに映し出せ るもの又は撮像した活字を文 字として認識し、音声信号に 変換して出力するもの)	本装置により読書が可能になる人 〈児童：原則として学齢児以上〉
視覚障害者用小型拡大読書器 (読みたいもの(印刷物等)の 上に置いて拡大された画像を 表示できるもので、容易に持 ち運びできるもの)	本装置により文字等を読むことが可能になる人 〈児童：原則として学齢児以上〉
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	2級以上の人 〈児童：原則として学齢児以上〉
視 覚 障 害 者 用 活 字 文 書 読 上 げ 装 置	2級以上の人 〈児童：原則として学齢児以上〉
点 字 器	主に情報の入手を点字によっている人
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具 (障がいのある人を対象とした パソコン、タブレット端末、 スマートフォンの周辺機器又 はソフト等)	2級以上で必要と認められる人
点 字 デ ィ ス プ レ イ (コンピュータ、タブレット端 末、スマートフォンにおける 文字等の画面情報を点字等 により表示できるもの)	2級以上で必要と認められる人 〈児童：対象外〉
視 覚 障 害 者 用 ラ ジ オ	2級以上の人 〈児童：原則として学齢児以上〉
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	2級以上の人 ※1住宅につき1回限り

内部に障がいのある人

種 目	障 がい の 程 度 (対象者)
透 析 液 加 温 器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人 〈児童：原則として3歳以上〉
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	医療保険における在宅酸素療法を行う人 〈児童：対象外〉
たん吸引・ネブライザー 両 用 器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体に障がいのある人で、必要と認められる人（ただし「ネブライザー」「電気式たん吸引器」の給付を受けている人は除く）
ネ ブ ラ イ ザ ー （ 吸 入 器 ）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体に障がいのある人で、必要と認められる人（ただし「たん吸引・ネブライザー両用器」の給付を受けている人は除く）
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体に障がいのある人で、必要と認められる人（同上）
ス ト マ 用 装 具 （ 消 化 器 系 ／ 尿 路 系 ）	直腸又はぼうこうの機能に障がいのある人で、ストマを造設している人
収 尿 器	排尿機能に高度の障がいがある人
パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい、心臓機能障がい又は同程度の身体に障がいがある人で、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している人（呼吸器又は心臓機能障がい以外の場合は医師が必要と認めた人）

聴覚・平衡機能、音声・言語機能に障がいのある人

種 目	障 がい の 程 度 (対象者)
聴覚障害者用屋内信号装置 （音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの）	聴覚障がい2級の人（聴覚に障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） 〈児童：対象外〉

種 目	障 がい の 程 度 (対象者)
聴覚障害者用通信装置 (一般の電話に接続でき、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器)(映像型、印字型)	聴覚に障がいのある人又は発声・発語に著しい障がいのある人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人 〈児童：原則として学齢児以上〉
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障がいがあり、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
携帯用会話補助装置 (ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの)	音声言語機能に障がいのある人 〈児童：原則として学齢児以上〉
移動・移乗支援用具 (おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ①対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具) (住宅改修を伴うものを除く)	平衡機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする人 〈児童：原則として3歳以上〉
人 工 喉 頭	音声機能に障がいがある等で、本装置により発声が可能になる人
T 字 状 つ え 、 棒 状 つ え	平衡機能に障がいがある人で、必要と認められる人
頭 部 保 護 帽	平衡機能に障がいがある人で、必要と認められる人
人 工 内 耳 用 電 池 (ボタン電池/充電器及び充電池)	聴覚に障がいがある人で、現に人工内耳を装用している人

肢体に障がいのある人

種 目	障 がい の 程 度 (対象者)
便 器 (手すりを付けることができる。住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人 〈児童：原則として学齢児以上〉

種 目	障 がい の 程 度 (対象者)
特 殊 便 器 (取替式の便器で温水温風を出し得るもの。住宅改修を伴うものを除く)	上肢障がい2級以上の人 〈児童：原則として学齢児以上〉
特 殊 マ ッ ト (褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できるもの)	下肢又は体幹機能障がい1級の人 (常時介護を要する人に限る) 〈児童：下肢、体幹、1・2級、原則として3歳以上〉
特 殊 寝 台 (腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人 〈児童：訓練用ベッド、原則として学齢児以上〉
特 殊 尿 器 (尿が自動的に吸引されるもの)	下肢又は体幹機能障がい1級の人 (常時介護を要する人に限る) 〈児童：原則として学齢児以上〉
頭 部 保 護 帽	下肢又は体幹機能に障がいがあり、必要と認められる人
入 浴 担 架 (リフト装置により入浴させるもの)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人 (入浴にあたって、家族等他人の介助を要する人に限る) 〈児童：原則として3歳以上〉
体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人 (下着交換等に家族等他人の介助を要する人に限る) 〈児童：原則として学齢児以上〉
携 帯 用 会 話 補 助 装 置 (ことばを音声又は文章に変換するもの)	肢体に障がいがあり、発声・発語に著しい障がいのある人 〈児童：原則として学齢児以上〉
入 浴 補 助 用 具 (入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要とする人 〈児童：原則として3歳以上〉
移 動 用 リ フ ト (介護者が身体に重度の障がいのある人を移動させるもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く))	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人 〈児童：原則として3歳以上〉

種 目	障 が い の 程 度 (対象者)
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具 (聴 覚 等 と 同 じ)	下肢又は体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする人 〈児童：原則として3歳以上〉
訓 練 い す (原則として付属のテーブルをつける)	下肢又は体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上の児童
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 (住 宅 改 修 費) (障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの)	下肢、体幹、又は移動機能障がい3級以上の人 (但し、特殊便器取替は上肢障がい2級以上) 〈児童：原則として学齢児以上〉 ※ 1 住宅につき 1 回限り
情 報 ・ 通 信 支 援 用 具 (障がいのある人を対象としたパソコン、タブレット端末、スマートフォンの周辺機器、ソフト等)	上肢機能障がい2級以上又は脳原性運動機能障がい (上肢のみ) の人で、必要と認められる人
T 字 状 つ え 、 棒 状 つ え	下肢又は体幹機能に障がいがあり、必要と認められる人
紙 お む つ 等	高度の排せつ機能障がい又は脳原性運動機能障がい (概ね満3歳以前に発現したもの) があり、かつ意思表示が困難な人 〈児童：原則として3歳以上〉
カ ー シ ー ト	体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がいを有する者であって、障がい等級2級以上の人 〈児童：対象外〉
訓 練 用 ベ ッ ト (腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの)	下肢又は体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上の児童

共通 (障がい区分なし)

種 目	障 が い の 程 度 (対象者)
火 災 警 報 器 (室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの)	障がい等級2級以上の人 (火災発生感知及び避難が著しく困難な障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 消防法第9条の2に基づく設置に限る。

種 目	障 が い の 程 度 (対象者)
自 動 消 火 器 (室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火するもの)	障がい等級2級以上の人 (火災発生感知及び避難が著しく困難な障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
地 震 防 災 用 具 (地震発災時、避難中に使用者の安全を確保する機能を有する防災用ベスト、リュック等)	障がい等級4級以上の人 (地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる人)
福 祉 電 話 (貸 与)	聴覚に障がいのある人又は外出困難な身体に障がいがある人 (原則として2級以上) であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人 (障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 〈児童：対象外〉

その他の日常生活用具

区 分	内 容	窓 口
小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで在宅療養している人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具(18種類)を給付します。(課税状況に応じて一部自己負担あり)	健康づくり課 TEL 951-3480
重 度 身 体 障 害 者 等 防災用具給付	在宅の重度身体障がい者等の災害時に備え、生命を守るために人工呼吸器用非常用電源を給付します。(課税状況に応じて一部自己負担あり)	

MEMO

補助制度

制度の名称	内 容	対象者（下記のいずれも該当する人）	窓 口
住 宅 改 造 費 補 助	在宅の身体に重度の障がいのある人が、その障がいに適するよう既存住宅の一部を改造する場合、経費の4分の3以内で50万円を限度（介護保険の住宅改修費適用者は20万円を限度、日常生活用具給付等実施要綱の住宅改修費適用者は30万円を限度）として補助します。改造する前に申請が必要	①下肢、体幹又は視覚に障がいがあり、障がいの個別の等級が1級又は2級の人 ②前年の所得税額が12万円以下の世帯に属する人	障がい福祉課 TEL 934-4829
自 動 車 改 造 費 補 助	自動車の手動装置等の一部改造に要した費用の4分の3以内で、10万円を限度 改造する前に申請が必要	①沼津市内に住所のある、18歳以上の人 ②肢体不自由者で、身体障害者手帳の個々の障がい名の等級が1級・2級の人 ③自らが所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人 ④前年の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人 ⑤前回の申請日から3年を経過している人	障がい福祉課 TEL 934-4829
自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 補 助	指定教習所に支払った経費の3分の2以内で、10万円が限度 申請時期は、免許取得後4ヶ月以内	①指定教習所入所時及び申請日において、沼津市内に住所のある、18歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③指定自動車教習所に入所し、自動車運転免許を取得した人 ④自動車運転免許の取得により、社会参加が見込まれる人 ⑤前年分の所得税額の合計額が6万円以下の世帯に属する人 ⑥以前にこの補助金の交付を受けていない人	障がい福祉課 TEL 934-4829

障がい福祉サービス等

障がいのある人が利用できる福祉サービスは、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所給付に分けられ、それぞれの内容は次のとおりです。

自立支援給付

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の援護を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	施設において、昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動等の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に新たに雇用された人が、継続的に就労できるよう、連絡調整や相談等の支援を行います。
	自立生活援助	自宅で単身等で生活する人が自立した日常生活ができるよう、相談や日常生活上の援助を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域生活支援事業

制 度	対象障がい区分、対象者	内 容
相談支援	障がいのある人とその家族等	障がいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談や情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。(P41参照)
意思疎通支援	視覚障がいのある人	(広報テープ) 「広報ぬまづ」のカセットテープ版「声のたより」を、希望者に月2回発行しています。
	手話通訳を必要とする、聴覚や音声言語に障がいのある人	(手話通訳者派遣) 日常生活、社会生活を営む上で、必要な意思疎通を図るため手話通訳者を派遣します。
	要約筆記を必要とする聴覚や音声言語に障がいのある人	(要約筆記者派遣) 日常生活、社会生活を営む上で、必要な意思疎通を図るため要約筆記者を派遣します。
地域活動支援センター	障がいのある人とその家族等	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
移動支援事業	身体障害者手帳所持者	(ヘルパー支援型) 社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、通院以外）及び余暇活動等の社会参加のために1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。
	障がいのある児童・生徒（就学前児童含む）	(送迎支援型) 自宅から学校若しくは社会生活上必要不可欠な施設まで、又は学校から社会生活上必要不可欠な施設までの間の移動支援を行います。
	下肢障がい、体幹障がい及び移動機能障がいの1～3級で、公共交通機関の利用が困難な人（自動車税減免・タクシー利用料金助成・重度要介護者通院支援事業利用者は不可）	(車両支援型) 歩行が困難な人が市内及び沼津市近隣において、娯楽、買物、通院、冠婚葬祭、公的機関への手続き等（通勤、通学以外）のため外出することが必要になった時に、リフト付乗用車を利用して移動の支援を行います。(年片道24回)

制 度	対象障がい区分、対象者	内 容
活 動 支 援 事 業	身体障害者手帳所持者・特別支援学校や市内小中学校の特別支援学級に通う人	(活動支援型) 日中活動を必要とする人に対し、日常的な訓練等を行います。
		(見守り支援型) 介護や支援を必要とする人に、宿泊を伴わない一時的な見守りによる支援を行います。
訪 問 入 浴 サービ事業	65歳未満で肢体不自由（１、２級）の人	簡易浴槽による自宅（自室）での入浴を行います。（税額による自己負担金があります）

障害児通所給付（児童福祉法）

児 童 発 達 支 援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得並びに、集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設に通う障がいのある児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がいのある児童に、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のための必要な支援を行います。

※就学前の障害児通所支援利用児童について、年齢を条件に利用料の無償化を行う制度や、兄又は姉が保育所等に通園していることなどを条件に利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置があります。詳細については、障がい福祉課にお問い合わせください。

利用の手続き

下記〔問合せ、申請窓口〕に申し出てください。

〔問合せ、申請窓口〕 障がい福祉課 TEL 934-4830

サービス利用の負担額

障がい福祉サービスにかかる利用者の負担には、障がいのある人及び配偶者の市民税の額により負担の上限額が決められています。

なお、利用者の負担の上限月額下表のとおりです。(移動支援事業、活動支援事業、訪問入浴サービス事業は除く)

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
一 般 1	市民税課税世帯（所得割合計額16万円未満）で居宅で生活する者	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

障がい児（20歳未満の入所施設利用者を含む）の場合は、扶養義務者（保護者等）の市民税の額により、負担の上限額が下表のとおりになります。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
一 般 1	市民税課税世帯（所得割合計額28万円未満）で居宅で生活する者	4,600円
	市民税課税世帯（所得割合計額28万円未満）で施設で生活する者	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

障がい福祉サービス・障害児通所（又は入所）支援・補装具などのサービスを併用したために一月の自己負担額（法定の利用者負担額）の合計が基準額を超えた時に超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として助成されます。

また、継続的に障がい福祉サービスの支給決定を受けていた人が、65歳になり介護保険サービスへ移行した際に、新たに発生する利用者負担額相当分について、新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます（一定の支給要件を満たす必要があります）。

施設・学校

施設

障がいのある人の施設は、児童福祉法による障害児施設、障害者総合支援法による障害者施設等に分かれ、日常生活・社会生活の訓練指導や職能訓練等を行い、社会復帰等を目的としています。

児童施設（18歳未満）

施設の種類	内 容	代 表 的 な 施 設
医療型障害児入所施設	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、治療及び独立自活に必要な知識、技能に訓練指導を行います。	静岡医療福祉センター 「児童部」 静岡市駿河区曲金5-3-30 TEL 054-285-0753
医療型障害児入所施設及び児童発達支援	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している児童を対象に、入所して生活する又は通所をして、治療及び日常生活の指導を行います。	伊豆医療福祉センター 伊豆の国市寺家202 TEL 055-949-1165

～注 意～ 扶養義務者（保護者等）の市民税の額により自己負担金があります。

〔相談窓口〕 障がい福祉課 TEL 934-4830

沼津市内や周辺の入所施設等（18歳以上） 一覧表

施設名	種別	〒住所	電話
かぬき学園	生活介護 施設入所支援	〒410-0301 沼津市宮本5-2	923-7910
ワークスとおがさ	生活介護 施設入所支援		923-7914
伊豆ライフケアホーム	生活介護 施設入所支援	〒419-0107 田方郡函南町平井717-2	978-0811
中伊豆リハビリテーション センター わかば	生活介護 施設入所支援	〒410-2507 伊豆市冷川1523-108	0558 83-2111
中伊豆リハビリテーション センター さわらび	自立訓練 生活介護 施設入所支援		
三和荘	生活介護 施設入所支援	〒418-0112 富士宮市北山7418-10	0544 54-1751
くぬぎの里	生活介護 施設入所支援	〒417-0801 富士市大淵14282-1	0545 35-5588

※通所施設等については、下記相談窓口にお問い合わせください。

～注意～ 障がいのある人及び配偶者の市民税の額により自己負担金があります。

〔相談窓口〕 障がい福祉課 TEL 934-4830

その他の施設

施設の名 称	内 容	所 在 地 ・ 電 話
静 岡 県 身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	身体に障がいのある人の各種相談、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション等を行う施設です。	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5階 TEL：054-252-7829 FAX：054-255-2011
静 岡 県 視 覚 障 害 者 情 報 支 援 セ ン タ ー	視覚に障がいのある人へ点字・録音図書貸出、各種相談・情報提供、白杖・機器体験などを行う施設です。	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2階 TEL：054-253-0228
療 養 介 護 施 設	進行性筋萎縮症等の人に対し療養及び必要な訓練等を行う施設です。	

学 校 等

心身に障がいのある児童生徒に対する教育及び療育の場としては、特別支援学校や「特別支援（育成）学級」が設置されている小中学校、「児童発達支援センターみゆき」があります。

区 分	学 校 ・ 施 設 名	所 在 地	電 話
視 覚 障 が い	県 立 沼 津 視 覚 特 別 支 援 学 校	〒410-0046 沼津市米山町6-20	921-2099
聴 覚 障 が い	県 立 沼 津 聴 覚 特 別 支 援 学 校	〒410-0045 沼津市泉町4-1	921-3398
肢 体 不 自 由	県立東部特別支援学校	〒410-2122 伊豆の国市寺家246-1	949-2309
知 的 障 が い	県立沼津特別支援学校（静浦、大平、長井崎、戸田地区以外）	〒410-0306 沼津市大塚823-1	966-0980
	県立伊豆の国特別支援学校（静浦、大平、長井崎、戸田地区）	〒410-2122 伊豆の国市寺家235	949-0001
発達に課題のある児童（未就学児）	児童発達支援センターみゆき	〒410-0304 沼津市東原161-1	968-0500

- 〔相談窓口〕
- ・各学校及び沼津市教育委員会学校教育課（TEL 934-4809）に相談してください。
 - ・児童発達支援センターみゆきの利用は、児童発達支援センターみゆき（TEL 968-0500）及び障がい福祉課（TEL 934-4830）に相談してください。

職業

静岡県立あしたか職業訓練校

この訓練校は、働く意欲があって、障がいのある人に対して、社会参加、就職ができるように、各人に適した職業訓練を行うところです。寮の利用を希望する方は御相談ください。

所在地 沼津市宮本5-2 TEL 924-4380

〔相談窓口〕 あしたか職業訓練校、又は沼津公共職業安定所 TEL 918-3713

1 募集訓練科及び定員

訓練科名	訓練内容	定員	訓練期間
コンピュータ科 (OA事務)	文書作成、表計算、データベース、CAD、画像処理、ホームページ作成等を学ぶとともに文書作成、データ活用、簿記の資格取得を目指します。	10人	1年間
生産・サービス科	機械操作コース 金属の手仕上げ加工や、工作機械の操作を学び、工場で働くための基本的な技能を身につけます。 加工組立コース 木工の基礎となる手加工、ハンダ付け加工、機械・器具の分解、組立の技能を身につけます。 流通・環境コース バックヤード業務や接客などの訓練を行い、販売・流通・清掃などの技能を身につけます。 (各コースの共通訓練) パソコン操作、環境整備、コミュニケーション実習などの訓練をします。	40人	

2 応募資格

- 身体障害者手帳の交付を受けている人、交付申請中の人
- 療育手帳の交付を受けている人、交付申請中の人、または公的機関で知的障がい者の判定を受けた人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、交付申請中の人、または統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む）、てんかん等の精神障がいがあることが主治医の意見書（ハローワーク指定様式）で確認できる人
- 発達障がいであることが医師の診断書で確認できる人

〈コンピュータ科〉

高等学校卒業程度の学力を有する18歳以上の人

〈生産・サービス科〉

15歳以上の人

就職支援制度

〔相談窓口〕 沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津） TEL 918-3713

種 類	内 容	備 考
職 業 相 談 職 業 紹 介	就職を希望する障がいのある人の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、きめ細やかな職業相談、職業紹介を実施します。	
トライアル雇用	障がいのある人が原則3ヶ月試行的に働く間に、本人の適性や能力を見極め、その後の継続雇用を目指していく制度です。	対象要件あり
公共職業訓練	障がいのある人が必要な技術を習得することにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主に障害者職業訓練校で実施しています。訓練期間は3ヶ月～2年間です。	①訓練費用は無料（教材費は実費） ②訓練生に訓練手当を支給（支給要件あり）
委 託 訓 練	障がいのある人に対して企業などの多様な委託先を活用した訓練を実施することにより、職業技術の向上と雇用促進を図る制度です。訓練期間は原則として3ヶ月以内です。	訓練生には訓練手当を支給（支給要件あり）
職場適応訓練	職場への適応を容易にするため、障がい者本人の能力に適した作業において一定期間の実地訓練を行い、訓練終了後に訓練を行った企業に引き続き雇用してもらおうとする制度です。県が事業主に委託して実施します。訓練期間は6ヶ月以内（重度の障がい者は1年以内）です。	訓練生には訓練手当を支給（支給要件あり）
短 期 職 場 適 応 訓 練	障がい者本人が実際に従事する仕事を体験することにより就業への自信を得させるとともに、企業に対して本人の技能レベルや職場での適応性を把握させることを目的とした短期の職場実習を行う制度です。訓練期間は原則2週間（重度障がい者は4週間）です。	訓練生には訓練手当を支給（支給要件あり）
ジョブコーチ	障がいのある人が雇用される作業現場に援助者（ジョブコーチ）を派遣する制度です。仕事の作業手順やコミュニケーションをとるためのアドバイスをするとともに、事業所に対し障がい特性や配慮事項等の説明を行います。	国が行う制度と静岡県が行う制度があります。

税金

所得稅等

身体障害者手帳が交付されると、税の控除や減免が受けられます。

税の種類	対 象 範 囲	区 分	金 額	窓 口
所 得 税	障害者控除 (本人、同一生計配偶者、扶養親族が該当) 身体障害者手帳3～6級	所得控除	27万円	沼津税務署 米山町3-30 TEL 922-1560
	特別障害者控除 (本人、同一生計配偶者、扶養親族が該当) 身体障害者手帳1・2級	所得控除	40万円	
	同居特別障害者控除 (特別障害者が同居している場合該当)	所得控除	75万円	
	心身障害者扶養共済掛金 条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を所得額から控除	所得控除	掛金額	
市県民税	障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の人	非課税	—	市民税課 TEL 934-4735 934-4736
	障害者控除 (所得税同)	所得控除	26万円	
	特別障害者控除 (〃)	所得控除	30万円	
	同居特別障害者控除 (〃)	所得控除	53万円	
	心身障害者扶養共済掛金 (〃)	所得控除	掛金額	
個 人 事 業 税	両眼の矯正視力が0.06以下の視力に障がいのある人が行う按摩、はり等の医業に類する事業	非課税	—	沼津財務事務所 高島本町1-3 TEL 920-2030
相 続 税	相続人が障がいのある人であるとき	税額控除	85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者は20万円)	沼津税務署 米山町3-30 TEL 922-1560
贈 与 税	特定障害者扶養信託契約により特別障害者である受益者に対しては、信託受益権の価額のうち、6,000万円(特別障害者以外の者は3,000万円)までは、贈与税がかかりません	非課税	6,000万円 又は 3,000万円	

税の種類	対象範囲	区分	金 額	窓 口
非課税貯蓄等の利子所得	身体障害者手帳所持者	非課税	マル優・預金等元本 350万円 特別マル優・公債額面額 350万円	各金融機関 販 売 機 関

自動車税等

身体障害者手帳が次の障がいにあたる人で、専ら身体に障がいのある人の通院や通学に利用するため、本人又は生計同一者及び常時介護者が運転する、身体に障がいのある人の本人名義（18歳未満、又は18歳以上で成年後見を受けている場合は、本人又は生計同一者名義）の自動車1台につき、自動車税種別割、自動車税環境性能割等が減免されます。車の登録状況により申請場所や申請期限が異なります。

また、入院等の状況によっては該当しない場合がありますので、事前に窓口へお問い合わせください。

対象者及び該当条件

障がい名		本人運転の場合 障がい複数ある場合 各々の障がい等級で判断 ※1						生計同一者又は常時介護者運転の場合 障がい複数ある場合 総合等級で判断 ※1 ※2					
		等 級						等 級					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視 覚 障 が い		○	○	○	△			○	○	○	△		
聴 覚 障 が い		—	○	○				—	○	○			
平 衡 機 能 障 が い		—	—	○	—		—	—	—	○	—		—
音 声 機 能 障 が い (喉 頭 摘 出 者 の み)		—	—	○		—	—	—	—			—	—
上 肢 機 能 障 が い		○	○					○	○				
下 肢 機 能 障 が い		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
体 幹 障 が い		○	○	○	—	○	—	○	○	○	—		—
運 動 機 能 障 が い	上肢	○	○					○	○				
	移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
内 部 障 が い	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ ぼうこう又は直腸機能障がい	○	—	○		—	—	○	—	○		—	—
	免疫・肝臓	○	○	○		—	—	○	○	○		—	—

○…該当する △…視覚障がい4級については、4級の1のみ該当する 空欄…該当しない

※1 「上肢機能障がい、下肢機能障がい、運動機能障がい（上肢・移動）」のある人が、同一部位に複数の障がいを有する場合は、部位ごとで合算した後の等級により判断をします。

（例）右上肢機能障がい3級＋左上肢機能障がい4級⇒上肢機能障がい2級

右下肢機能障がい7級＋左下肢機能障がい7級⇒下肢機能障がい6級

詳細は、各窓口へお問い合わせください。

※2 「下肢機能障がい4～6級、体幹障がい5級、運動機能障がい（移動）4～6級」の障がいがある人が、重複して障がいのある場合については「下肢機能障がい4～6級、体幹障がい5級、運動機能障がい（移動）4～6級」を総合等級に読み替えて「生計同一者運転等による減免」の判断をします。

（例）下肢機能障がい4級＋上肢機能障がい3級＝総合2級

⇒ 下肢機能障がい2級に読み替える。

減免となる税

税の種類	対象範囲	金額	窓 口
自動車税種別割及び 自動車税環境性能割	身体に障がいのある人が 生業、通学、通院のため に自動車を取得、所有す る場合。(障がいの等級に よっては生計同一者等運 転も含む)	減免 ※	自動車税種別割 沼津財務事務所 自動車税課 高島本町1-3 TEL 920-2019 自動車税環境性能割 沼津財務事務所 自動車税分室 原字古田2486-8 TEL 966-0626
軽自動車税種別割及び 軽自動車税環境性能割			軽自動車税種別割 市役所 市民税課 TEL 934-4734 軽自動車税環境性能割 沼津財務事務所 自動車税分室 大塚字道上27-2 TEL 966-0626

※減免の上限額は概ね、自動車税種別割は4万5千円、軽自動車税種別割は1万2千9百円、環境性能割は課税標準額300万円に税率を乗じた額となります。

※上限額は車両の年式、改造の有無で異なる場合があります。

※軽自動車税環境性能割は市税ですが、当分の間は県が賦課徴収を行います。

〔持 物〕

- ・車検証・運転免許証・身体障害者手帳

※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要です。

※軽自動車税種別割については、マイナンバーカード又は通知カードも必要です。なお、通知カードは記載事項に変更がない場合に限り有効です。

- ・生計同一・常時介護証明書

生計同一者及び常時介護者運転の場合に必要です。障がい福祉課にて発行します。

車検証、運転免許証、身体障害者手帳を持ってきました。

同居でない人の運転の場合は、学校、病院等の証明が必要となりますので、事前にお問い合わせください。〈TEL 934-4829〉

- ～注 意～
- ・自動車税環境性能割は、沼津自動車検査登録事務所内の自動車税窓口。軽自動車税環境性能割は、軽自動車検査協会沼津支所内の軽自動車税窓口で申請してください。
沼津財務事務所 自動車税分室 TEL 966-0626
 - ・重度障害者タクシー利用券の交付と自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免は同時に受けることができません。
※33ページ参照

鉄道運賃 ● バス運賃 ● 航空運賃 ● 船舶運賃 ● タクシー料金
有料道路料金 ● 郵便料金 ● 放送受信料 等

割引減免

鉄道運賃

身体障害者手帳を所持している人は、次のようにJR線の運賃が割引されます。

種 別	利 用 区 分	券 種	対 象 者	割 引 率
1 種	単 独 利 用	普通乗車券 (片道100キロを超える場合)	本 人	50%
	介 護 者 あり	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	本 人	50%
			介 護 者	50%
2 種	単 独 利 用	普通乗車券 (片道100キロを超える場合)	本 人	50%
	本人が12歳未満 で介護者あり	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	本 人	50%
			介 護 者	50%

- ～注 意～
- 割引乗車券は、発売窓口で身体障害者手帳を提示して購入してください。(コピーでは購入できません)
 - 1種の手帳をお持ちの人は、片道100キロ以内の区間に限り、自動券売機で本人と介護者の2人分の小児の普通乗車券を購入し、有人改札口にて身体障害者手帳とともに提示することで利用することもできます。
 - ご乗車の際は、身体障害者手帳を携行してください。

※私鉄についても割引制度があります。詳細については利用する各私鉄にお問い合わせください。

バス運賃

身体障害者手帳を所持する人が、静岡県の乗合バス事業者が運営する乗合バスを利用するとき、静岡県内バス路線の運賃が次のように割引されます。

種 別	対 象 者	券 種	割引率
1 種	本人及び介護者 (介護者は1人のみです。)	普通券	50%
		定期券	30%
2 種	本人のみ	普通券	50%
		定期券	30%

【注意事項等】

- 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず身体障害者手帳をご提示ください。
- 詳細は利用するバス会社へお問い合わせください。

航空運賃

12歳以上の身体障害者手帳を所持する人が国内線の旅客機を利用するとき、航空運賃が割引されます。

種 別	対 象 者	割 引 率
1 種	本人及び介護者	航空会社や路線によって異なります。
2 種	同 上	

- 本人のみの単独でも適用されます。
- 介護者は1人のみで、本人と同時に同一区間を旅行し、航空券を本人と同じ時に購入する場合に限ります。
- 航空券を購入する際、身体障害者手帳を提示してください。
- 詳細は利用する航空会社へお問い合わせください。

船舶運賃

身体障害者手帳を所持している人は、運賃の割引を受けられる場合があります。割引の有無や割引率、購入方法等については、利用する各社にお問い合わせください。

タクシー運賃

タクシー会社が、身体障害者手帳を所持している人に対し、運賃を割引きます。

※割引率 1割

※乗車したとき、乗務員に身体障害者手帳を提示してください。

※タクシー会社によっては、車いすや寝台のまま乗車できるタクシーがあります。

重度障害者タクシー利用券

在宅の重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

対 象 者	助 成 額	適 用 除 外
身体障害者手帳 1級及び2級の 所 持 者	普通車初乗運賃 額年間24回分交 付 (利用枚数は1 乗車につき4枚 まで)	1. 社会福祉施設に入所している人 2. (軽)自動車税の減免を受けている人 ※29・30ページ参照 3. 入院している人 4. 移動(外出)支援サービス(車両支 援型)を受けている人 ※20ページ参照 5. 重度要介護者通院支援サービスを受 けている人

※年度の途中において、新たに助成対象となった場合の交付枚数は、助成対象となった日の属する月に応じて変わります。

〔窓 口〕 障がい福祉課 TEL 934-4829

〔持 物〕 身体障害者手帳、本人と申請者が異なる場合は申請者の身分証明書

33

電話番号案内

電話番号を調べることができない障がいのある人は、NTT西日本、NTT東日本のふれあい案内事務局にあらかじめ登録すると104番(番号案内)を無料で利用できます。

対 象 者	窓 口
・視覚障がい1級～6級の人 ・肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級 ・聴覚障がい2・3・4・6級 ・音声、言語、そしゃく機能障がい3・4級	NTT TEL 0120-104174 (9:00～17:00、平日のみ) 年末年始(12月29日～1月3日) は除く

※戦傷病者手帳所持者もこれに準じます。

携帯電話料金

身体障害者手帳を所持している本人名義の携帯電話(1回線のみ)について、基本使用料等が割り引きになる会社があります。詳細については、利用する携帯電話会社にお問い合わせください。

有料道路料金

身体障害者手帳を所持している人は、事前に申請することで、有料道路を利用するときに割引の対象となります。

対 象 者	車の所有条件	対 象 と な る 車 輈
①本人運転 (身体障害者 手帳所持者)	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 ※所有者の氏名は個人名義に限る。ただし、割賦購入（ローン）又は長期リース（レンタカー等短期リースは除く）の場合は、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する人の氏名が記載されているものは対象となる。	【自家用・事業用の別】 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもののうち、以下に当てはまるもの 【乗用自動車】 車検証の用途欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下（軽自動車も対象） 【貨物自動車】 車検証の用途欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下で、最大積載量が500kg以下（その他条件あり） 【特種用途自動車】 車検証の用途欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動者、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下 【二輪自動車】 排気量が125ccを超えるもの
②介護者運転 (第1種身体障害者手帳所持者が同乗)	- 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 - 上記の人が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している人 ※所有者の氏名は個人名義に限る。ただし、割賦購入（ローン）又は長期リース（レンタカー等短期リースは除く）の場合は、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する人の氏名が記載されているものは対象となる。	

※割引率 最大5割

※事前に登録できる車は障がいのある人1人につき1台

※自動車を保有されていないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただし、その場合はETCでは本割引は適用されません。料金所係員による手帳の確認を受ける必要があります。

〔窓 口〕 障がい福祉課 TEL 934-4829 ※ETCを利用する場合のみ、オンライン申請も可能です。 〔問合せ〕 各有料道路事業者

〔問合せ（ETCを利用する場合）〕 有料道路ETC割引登録係

TEL 045-477-1233（平日9:00～17:00）

〔持 物〕 身体障害者手帳、運転免許証（ご本人が運転される場合のみ）、車検証又は軽自動車届出済証（車を登録しない場合は不要）

※ETCを利用する場合は、上記の他に障がい者本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書等が必要です。

※電子車検証の場合は、電子車検証原本と申請者のスマートフォン等の車検証閲覧アプリで読み取った車検証情報を確認させていた

だきます。または、電子車検証原本と印刷された「自動車検査証記録事項」でも可能。

※申請時に

道路	— —
	年 月 日まで

 のシールを貼付し、車両番号と割引有効期間を記載します。

※上記②の介護者運転が認められる場合は「道路介護」の記載のあるシールを貼付します。

※有料道路利用時に身体障害者手帳を携帯してください。

※新規申請における割引有効期間は申請した日からその後の2回目の誕生日までです。その後約2年毎に更新の申請が必要です。また、車の変更等の場合も申請が必要です。

※割引の詳細については、窓口にて配布している「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

郵便料金

身体障がい者団体等が有料で定期刊行物を発行する場合、点字の手紙を開封で差し出す場合、又は図書館が身体に障がいのある人との間に閲覧の特別申し込みをしてある場合には無料又は減額があります。

また、4月20日頃から5月31日の間、通常葉書（くぼみ入り・無地・インクジェット）いずれか1種類20枚を、身体障害者手帳1級又は2級の所持者に配布する「青い鳥郵便葉書」の制度があります。

【問合せ】 日本郵便㈱沼津郵便局 TEL 924-8624

放送受信料

NHK放送受信料が減免されます。

区 分	対 象 者	窓 口
半額免除	1. 世帯主及び契約者が視覚又は聴覚に障がいのある人 2. 世帯主及び契約者が身体障害者手帳1級又は2級の人	障がい福祉課 TEL 934-4829
全額免除	身体に障がいのある人がいる世帯全員が市町村民税非課税の人	

【持 物】 身体障害者手帳、みとめ印（本人と申請者が異なる場合は申請者の印）

【問合せ】 〒422-8787 静岡市駿河区八幡1丁目6-1

NHK静岡放送局経営管理企画センター営業グループ

TEL 054-654-5200（平日10:00～17:00）

その他のサービス・案内

その他のサービス

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
FAXによる同報無線の情報提供	聴覚障がいのある人	同報無線により放送される内容を、FAXで送信します。	障がい福祉課 TEL 934－4830 FAX 934－2631
災害情報のメール配信	聴覚・視覚障がいのある人	携帯電話メールで県や市からの災害情報等を配信します。	
メール・ネット119システム	聴覚・言語障がいのある身体障害者手帳の所持者	携帯電話のメールやインターネットで119番の通報ができます。	
在宅給食サービス事業	原則単身世帯で生活する65歳未満の重度障がい者で、心身の障がい等により、定期的な安否確認と配食支援を必要とする人	対象者の世帯を訪問し、安否確認とともに、栄養バランスの取れた食事を配達します。(所得税額に応じた自己負担金があります)	
ライフサポート事業(障害児者ショートステイサービス)	身体障害者手帳所持者・特別支援学校や市内小中学校の特別支援学級に通う人	障がいのある人や家族が地域で安心して生活ができるように、短期入所(ショートステイ)を実施します。(1割自己負担金があります ※生活保護世帯を除く)	選挙管理委員会 TEL 934－4815 ※市役所7階
郵便等による不在者投票	両下肢、体幹、移動機能障がい(1、2級)のある人	左記の障がいにより、投票所へ行くことが困難な人が、自宅などで郵便等により投票ができる制度です。また、一部対象者は、事前に届出をした代理記載人の代筆により投票ができます。いずれも、事前に「郵便等投票証明書交付申請書」等の提出が必要となります。 (左記の障がいに該当しない場合でも、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方も郵便等による不在者投票ができます。)	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい(1、3級)のある人		
	免疫・肝臓障がい(1～3級)のある人		
	【代理記載制度】 上記対象者で、上肢又は視覚障がい(1級)のある人		

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
点 字 ・ 録 音 図 書 の 貸 出	視覚障がいのある人	点字図書、声の図書の貸出しを行っています。	静岡県視覚障害者 情報支援センター 静岡市葵区駿府町1-70 TEL 054-253-0228
粗 大 ご め の 収 集	家事援助を受けている障がい者の世帯（高齢者と同居の場合も含む）並びに高齢者（70歳以上）のみの世帯で、粗大ごみの排出が困難な世帯	大型家具等で、家電リサイクル法に定められているもの等は除く （1回5点まで無料） （本人による電話での事前申請）	クリーンセンター 収集課 上香貫三ノ洞 2417-1 TEL 933-0768
駐 車 禁 止 区 域 で の 一 時 的 駐 車	視覚1～3級、4級の一部 聴覚2、3級、 平衡3級 上肢1級、2級の一部 下肢1～4級、 移動機能1～3級、 体幹・内部1～3級の人	警察の許可（駐車禁止除外標章の交付）を受けた場合、駐車禁止区域でも一時的に駐車できます。 （法定の駐停車禁止場所を除く）	沼津警察署 交通課 規制係 平町19-11 TEL 952-0110 内線 426・427
ゆ ず り あ い 駐 車 場	静岡県ゆずりあい駐車場利用証をお持ちの人、長距離移動が困難な人、ベビーカーを利用している人	市役所に来庁する際の駐車場として、庁舎南側にある駐車場を利用できます。	資産活用課 TEL 934-4714
静 岡 県 ゆ ず り あ い 駐 車 場 制 度	以下に該当し、かつ、歩行が困難な状態にある人 視覚1～4級 聴覚2～3級 平衡3～5級 上肢1～2級 下肢1～6級 体幹1～5級 脳原上肢1～2級 脳原移動1～6級 内部1～4級 高齢者（要介護度1以上） 難病患者 妊産婦（妊娠7ヶ月～産後12ヶ月）	歩行が困難な方に静岡県ゆずりあい駐車場の「利用証」を交付します。	利用証の交付窓口 及び問い合わせ 障がい福祉課 TEL 934-4829 制度全般に関する 問い合わせ 静岡県 福祉長寿政策課 TEL 054-221-2052

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
広報ぬまづの 配 布	視覚障がいのある人	広報ぬまづの抜粋内容を テープ又は、点字で無料 で送っています。	障がい福祉課 TEL 934-4829
市営駐車場・ 公 の 施 設 に 附 帯 す る 駐 車 場	身体障害者手帳の所持者、又は手帳所持者が同乗する場合において、介護者が使用するとき	最初の2時間まで全額免除（サンウェルぬまづ、千本プラザ、沼津市立病院、沼津市立図書館、プラサヴェルデは最初の4時間まで全額免除） ※身体障害者手帳の提示の代わりに、障害者手帳アプリ「ミライロID」の画面を見せることでも利用できます。	各施設 ・市営香貫駐車場 ・サンウェルぬまづ ・千 本 プ ラ ザ ・らららサンビーチ ・沼津市立病院 ・沼津市立図書館 ・プラサヴェルデ
公 営 住 宅 の 入 居	入居者に身体障害者手帳の所持者がいる世帯	市営住宅に入居（申込み）の場合は、資格要件の緩和や控除の適用等がありますので、申告してください。	住宅政策課 TEL 934-4792
生 活 福 祉 資 金	低所得で障害者手帳所持者がいる世帯	事業の開始、就職準備、自動車の購入、冠婚葬祭、住宅の改修等に必要な経費を貸付けします。	社会福祉協議会 日の出町1-15 サンウェルぬまづ内 TEL 922-1350
高 額 療 養 費 支 払 資 金 貸 付 制 度	高額療養費が支払い困難な人	国保の被保険者で入院等の医療費自己負担限度額が高額療養費を超える額で一度に支払いが困難な人に貸付けします。	
家 具 の 転 倒 防 止	身体障害者手帳所持者がいる世帯	地震発生時に家具等が転倒しないよう専門業者が固定します。 （一世帯1回のみ、4品まで無料）	危機管理課 TEL 934-4803
図 書 等 の 貸 出 （郵送・宅配）	身体障害者手帳所持者で図書館への来館が困難な人	沼津市立図書館・戸田図書館にある貸出可能な全ての図書、視聴覚資料及び他の図書館で所蔵している貸出可能な資料の郵送又は宅配を行っています。	市立図書館 三枚橋町9-1 TEL 952-1234

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
車 い す の 出 貸	歩行が困難な人	車いすを緊急かつ一時的に必要とする方に無料で貸出しています。(原則1ヶ月以内)	サンウェルぬまづ (社会福祉協議会) 日の出町1-15 TEL 922-2020 障がい福祉課 TEL 934-4829
ヘルプマーク・ヘルプカード	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人(義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病がある人、妊婦など)	緊急時や平時に周囲に理解を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容を記載し携帯します。 〈ヘルプマーク〉 ストラップのついたビニールのタグ 〈ヘルプカード〉 折りたたみ式の紙のカード (いずれも無料で配布)	障がい福祉課 TEL 934-4829
災 害 時 の 避 難 支 援	身体障害者手帳1級・2級を所持する人、避難行動に支援を要する人	災害時の対応や見守り活動等に活用するため、各自治会が「避難行動要支援者名簿(同意者名簿)」を作成しています。名簿への登録を希望する場合は、お住まいの自治会にご相談ください。	福祉企画課 TEL 934-4824
補 助 犬 の 育 成 ・ 給 付	県内在住歴1年以上の18歳以上の人で下表に該当する人	視覚、肢体不自由、聴覚に重度の障がいのある人の自立と社会参加を促進する為に日常生活動作を補助する補助犬の給付申請を受付けます。	障がい福祉課 TEL 934-4829

補助犬の給付区分	障 が い 区 分	等 級
盲導犬の給付	視覚障がい	1級又は2級
介助犬の給付	肢体不自由	1級又は2級
聴導犬の給付	聴覚障がい	2級

講習会・講座

名 称	対 象 者	内 容	窓 口
手 話 講 習 会	市内在住か勤務先が市内の人で高校生以上	手話の学習や障がいについての理解を深める場として、毎年前期・後期にわけて開催します。	障がい福祉課 TEL 934-4830
文化・趣味・教養講座	市内在住の身体障害者手帳所持者	手芸・料理などの講座を開催します。(開催時期・受講回数・開催場所等は講座の内容によって異なります。)	
スポーツ教室	市内に在住か、通学・通勤・通所している身体障害者手帳所持者	スポーツ教室を開催します。(種目、開催時期等は年度によって異なります。)	
「障害者週間」市民の集い	どなたでも参加できます。	毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」に合わせて、障がいについての理解を深めるためのイベントを開催します。 (12月上・中旬、市民文化センター) 記念講演会、体験発表、アトラクション等を行います。	

MEMO

沼津市障がい者相談支援事業

市内の障がい者相談支援センター、障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談員及び専門員が、地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行っております。

障がい者相談支援センター

名 称	住 所	電話番号	開所日	相談時間
サポートセンター こ げ ら	今沢365-1	969-0810	月～金	午前8時30分から 午後5時
地域生活支援センター ふ れ あ い 沼 津	本字下一丁田897	954-2735	月～土	午前8時30分から 午後5時
相談支援センター き さ ら ぎ	石川828-3	967-5952	月～金	午前8時30分から 午後5時30分
生活支援センターあしたか (総合地域サポートセンターひまわり内)	宮本5-2	923-7981	月～金	午前8時30分から 午後5時15分
サポートセンター な か せ	中瀬町17-11	935-5680	月～金	午前9時から 午後4時

* 開所日は年末年始・祝祭日を除く。

障がい者基幹相談支援センター（市役所 障がい福祉課内）

障がいのある人やその家族等の相談に応じるほか、地域の各種相談機関との連携や地域移行の促進、障がいのある人の虐待防止等の業務を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

相談時間：午前8時30分から午後5時15分／開所日：月～金（年末年始・祝祭日を除く）

TEL 934-4833／住所 沼津市御幸町16-1

* 各相談は無料です。また、相談により得た個人情報等は保護されます。ご希望により世帯訪問しての相談も行います。

身体障がい者相談員

身体に障がいのある人の相談に応じ、必要な支援を行うとともに地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力など身体に障がいのある人の福祉増進のための業務を行います。

相談員名簿

令和5年4月1日～令和7年3月31日

	氏 名	〒	住 所	電話&Fax
1	樋口 勝	410-0022	大岡1883-4	922-9567
2	勝俣 和恵	410-0822	下香貫清水2155-5	931-9351
3	石田 一嗣	410-0805	本白銀町482-10	962-1748 〈FAX専用〉
4	山口はるみ	410-0812	本郷町17-1	931-6456

福祉関係団体一覧表

名 称	内 容	連 絡 先	電 話
沼 津 市 身体障害者福祉会	沼津市内の身体に障がいのある人の親睦団体	幸町59 会 長 西川 吉宣	962-5530
沼津市肢体不自由児（者）を守る父母の会	肢体不自由の子を持つ親の会	本郷町37-23 会 長 大川のり子	932-1535
沼 津 市 視覚障害者協会	沼津市の視覚に障がいのある人の親睦団体	内浦三津243 会 長 金盛 尚彦	941-3506
テ ィ ン ク ル	視覚に障がいのある人をもつ親の会	大手町1-1-3 沼津産業ビル 理事長 後藤恵美子	963-5718
沼 津 市 聴覚障害者の会	沼津市内の聴覚に障がいのある人の親睦団体	本白銀町482-10 会 長 石田 一嗣	962-1748 Fax
静 岡 県 腎 友 会	県内の腎臓病患者の親睦団体	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054- 253-1086
日本オストミー協会 静 岡 県 支 部	人工肛門・人工膀胱造設者の親睦団体	支部長 増井 均	054- 635-7590
静 鈴 会	喉頭摘出者・音声機能障がい者の親睦団体	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県身体障害者福祉会内	054- 252-7829
日本心臓ペースメーカー友の会 静 岡 県 支 部	ペースメーカー（PM）／ICD等を植込んだ人の親睦団体	支部長 柿下 和夫	0547- 57-2008

その他の団体

名 称	内 容	連 絡 先	電 話
沼 津 市 社会福祉協議会	地域福祉事業の推進、事業運営	日の出町1-15 サンウェルぬまづ内	922-1500
静 岡 県 ボランティア協会	ボランティア活動の推進・啓発	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館2階	054- 255-7357
沼 津 市 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	ボランティアに関する連絡調整、啓発等	日の出町1-15 (沼津市社会福祉協議会)	922-1500
静 岡 県 社会福祉協議会	社会福祉事業の連絡、調整、調査研究	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054- 254-5248
静 岡 県 肢体不自由児協会	肢体不自由児の福祉の啓発・療育	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054 254-5231
アイ・ボランティア 沼 津 木 星 会	小説等の点訳、拡大、写本、録音	本田町5-21 代 表 露 木 廣 幸	922-3996
沼 津 市 手話通訳者の会	沼津市内の手話通訳者の団体	御幸町16-1 市役所 障がい福祉課	934-4830
手 話 サ ー ク ル 若 葉 友 の 会	手話やろうあ者問題を学ぶサークル	大岡1070-4 代 表 井 出 厚 子	962-0540

民生委員・児童委員

市内各地域に置かれている民生委員・児童委員が、相談に応じるなど、身体に障がいのある人の福祉について、協力・支援をしています。

資料 障がい別・等級別対象制度一覧表（その1）

ページ	障がいの種類 等級 各種の制度		視 覚 障 が い						肢 体 不 自 由															備 考			
			1	2	3	4	5	6	上 肢 障 が い						下 肢 障 が い						体 幹 障 が い						
									1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3			5	
P4 ～ P6	年金	障害基礎年金（国民年金）	○	○	○				○	○	○				○	○	○	△			○	○	○				
		心身障害者扶養共済年金	○	○	○				○	○	○				○	○	○				○	○	○			65歳未満の保護者が加入	
	手当	特別児童扶養手当	○	○	○				○	○	○				○	○	○	△			○	○	○			20歳未満 施設入所者不可	
		特別障害者手当	△						△	△					△	△					△	△				施設入所者不可 長期入院不可	
		障害児福祉手当	○	△					○	△					○	△					○	△				施設入所者不可	
		心身障害児在宅福祉手当	○	○	○				○	○	○				○	○	○	△			○	○	○				
		児童扶養手当	○	○					○	○					○	○					○	○					
P7 ～ P9	医療制度	重度障害者医療費助成	○	○	△				○	○	△				○	○	△				○	○	△			3級は20歳未満	
		ひとり親家庭等医療費助成	○	○					○	○					○	○					○	○					
		更生医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		育成医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳未満（児童福祉法）	
		後期高齢者医療	○	○	○				○	○	○				○	○	○	△			○	○	○			下肢障がい4級の一部	
P10 ～ P17	用具	補装具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		日常生活用具	○	○	△	△	△	△	○	○					○	○	△	△	△	△	○	○	△	△		在宅の重度の障がいのある人（△は一部の用具について可）	
P18	補助制度	住宅改造費補助 他	○	○										○	○					○	○				自動車改造費補助・自動車運転免許取得費補助については18ページ参照		
P19 ～ P22	福祉サービス	ホームヘルプサービス	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	手帳の等級とは別に、障害支援区分により利用できます	
		短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	〃	
		手話通訳者・要約筆記者派遣																									
		地域活動支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用にあたり支援センターとの契約が必要
P28 ～ P30	税金の控除	所得税・市民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1、2級は特別障害者控除	
		事業税	○	○	△																					はり、按摩等医業に類するもの	
		相続税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		贈与税	○	○					○	○					○	○					○	○					
		自動車税種別割・自動車税環境性能割	○	○	○	△			○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	下肢、体幹の一部は本人運転のみ該当、上肢・下肢は部位ごとに合算して判断
P31 ～ P35	運賃等の割引制度	JR運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1種は介護者と本人 第2種は本人割引	
		バス運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		航空運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		重度障害者タクシー利用券	○	○					○	○					○	○					○	○				施設入所者不可 自動車税等免税者不可	
		有料道路料金	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自ら運転する乗用自動車 重度の障がいのある人は家族運転でも該当
		NHK放送受信料	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△			
		104無料番号案内	○	○	○	○	○	○	○	○											○	○				乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい1、2級も可	
P36 ～ P39	その他	声の広報	○	○	○	○	○	○																			
		郵便等による不在者投票													○	○					○	○				脳原性移動機能障がい1、2級も可	
		駐車禁止適用除外	○	○	○	△			○	△					○	○	○	○			○	○	○			歩行に障がいのある人	

※この一覧表は、身体障害者手帳の障がい種類と等級から見て、○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

実際の申請時には障がい種類と等級以外に、各制度ごと受給要件が定められています。この「しおり」の各ページまたは、担当機関にて確認してください。

資料 障がい別・等級別対象制度一覧表（その2）

ページ	障がいの種類 等級 各種の制度		聴覚・平衡機能障がい					話・語・しゃく		内 部 機 能 障 が い				排 泄				小 腸			免疫・肝臓				備 考					
			2	3	4	5	6	3	4	心 臓			腎 臓			呼 吸 器			排 泄			小 腸					免疫・肝臓			
										1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4			1	2	3	4
P4 ～ P6	年金	障害基礎年金（国民年金）	○	○				○	○	△	△		△	△		△	△													
		心身障害者扶養共済年金	○	○				○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○						65歳未満の保護者が加入
	手当	特別児童扶養手当	○	○				○		○	△		○	△		○	△		○	△		○	○	△						20歳未満 施設入所者不可
		特別障害者手当	△							△			△			△			△			△								施設入所者不可 長期入院不可
		障害児福祉手当	○	△						△			△			△			△			△								施設入所者不可
		心身障害児在宅福祉手当	○	○				○		○	△		○	△		○	△		○	△		○	△							
		児童扶養手当	○							△			△			△			△			△								
P7 ～ P9	医療制度	重度障害者医療費助成	○	△				△		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○						3級は20歳未満及び内部機能障がい
		ひとり親家庭等医療費助成	○							△			△			△			△			△								
		更生医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○		
		育成医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○		18歳未満（児童福祉法）
		後期高齢者医療	○	○				○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○			
P10 ～ P17	用具	補装具	○	○	○	○	○			△	△				△	△													内部機能障がいは車いす・電動車いすのみ	
		日常生活用具	○	△	△	△	△	△	△				○	○		○	○		○	○	○								在宅の重度の障がいのある人（△は一部の用具について可）	
P18	補助制度	住宅改造費補助 他																											自動車改造費補助・自動車運転免許取得費補助については18ページ参照	
P19 ～ P22	福祉サービス	ホームヘルプサービス	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	手帳の等級とは別に、障害支援区分により利用できます
		短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	〃
		手話通訳者・要約筆記者派遣	○	○	○	○	○																							
		地域活動支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用にあたり支援センターとの契約が必要
P28 ～ P30	税金の控除	所得税・市民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1、2級は特別障害者控除
		事業税																												
		相続税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		贈与税	○							○			○			○			○											
		自動車税種別割・自動車税環境性能割	○	○				△		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○			音声言語の3級は喉頭摘出者のみ
P31 ～ P35	運賃等の割引制度	JR運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1種は介護者と本人 第2種は本人割引
		バス運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		航空運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		重度障害者タクシー利用券	○							○			○			○			○			○			○	○				施設入所者不可 自動車税等免税者不可
		有料道路料金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自ら運転する乗用自動車 重度の障がいのある人は家族運転でも該当
		NHK放送受信料	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	○	△	△	△		
		104無料番号案内	△	△	△		△	○	○																					聴覚障がい2、3、4、6級
P36 ～ P39	その他	声の広報																												
		郵便等による不在者投票								○	○		○	○		○	○		○	○		○	○							
		駐車禁止適用除外	○	○						○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○			歩行に障がいのある人

※この一覧表は、身体障害者手帳の障がい種類と等級から見て、○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。
実際の申請時には障がい種類と等級以外に、各制度ごと受給要件が定められています。この「しおり」の各ページまたは、担当機関にて確認してください。

令和7年2月
福祉サービスのしおり

—身体に障がいのある人たちのために—

発行 沼津市御幸町16-1

沼津市福祉事務所障がい福祉課

TEL 055-934-4829

FAX 055-934-2631